

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第七項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び特別保護指定区域に知事が設置する標識の寸法について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定猟法禁止区域の標識)

第三条 法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める制札（表示面と支柱がある標識をいう。以下同じ。）の寸法は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 一 表示面の一边の長さが三十センチメートル以上であること。
- 二 立木等に固定させる場合にあつては、地上からの高さ百五十センチメートル以上の場所で固定させること。
- 三 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八十センチメートル以上であること。

(鳥獣保護区及び特別保護地区の標識)

第四条 法第二十八条第九項及び法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、制札については、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 一 標柱（柱状で側面に表示できる標識をいう。以下同じ。）の場合にあつては、水平面の一边の長さが九十ミリメートル以上であり、地上部分の長さが二百センチメートル

ル以上であること。

二 制札の場合にあつては、表示面は縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上であり、支柱の地上部分の長さは百五十センチメートル以上であり、支柱の太さは、木材を使用する場合にあつては、水平面の一边の長さは、七十ミリメートル以上であること。ただし、支柱の太さは、当該木材と同程度以上の強度がある材質を使用する場合にあつては、七十ミリメートルを下回ることができる。

(休猟区の標識)

第五条 法第三十四条第七項の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、制札については、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 一 標柱の場合にあつては、水平面の一边の長さが九十ミリメートル以上であり、地上部分の長さが百二十センチメートル以上であること。
- 二 制札の場合にあつては、表示面の一边の長さが三十センチメートル以上であること。
- 三 立木等に固定させる制札の場合にあつては、地上からの高さ百五十センチメートル以上の場所で固定させること。

四 支柱を用いる制札の場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八十センチメートル以上であること。

(特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識)

第六条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例で定める標識の寸法は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。ただし、制札については、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 一 特定猟具使用禁止区域 第四条各号に掲げる基準に適合するもの
- 二 特定猟具使用制限区域 第三条各号に掲げる基準に適合するもの

(特別保護指定区域の標識)

第七条 法第二十九条第七項第四号の規定に基づき知事が指定する区域に設置する制札の表示面の寸法は、縦七十センチメートル以上、横九十センチメートル以上であり、支柱の地上部分の長さは百五十センチメートル以上であること。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。